避難者受け入れの内容と規模、経過

地震発生後しばらくして、近隣住民数十人が大学に避難してきた。本学は石巻市の避難所として指定されていなかったが、本館2階にある会議室1、2を避難場所として、学内に残る学生・教員とともに近隣の避難者を収容した。平成元年4月に本学が開学するに当たって、石巻市の誘致と多大な支援を受け、また地権者の方々にも大切な土地を手放していただいたという経緯があり、石巻専修大学に籍を置くものとして、「避難されてきた地元の方々を見て見ぬふりはできなかった」というのが偽らざる心境だった。

その後、亀山紘石巻市長・元石巻専修大学教授（平成21年まで）の要請に応じて本学で一般の避難者を受け入れることが決定され、市内や女川町の津波被害現場でヘリコプターやボートなどによって救助された被災者が自衛隊のトラックやジープで次々に本学に運ばれてきた。その中には津波に巻き込まれ危機的状況から救出された人たちも含まれていた。震災から4、5日後には、避難者数は学生・一般市民併せて1,200人を超えた。避難者の数が増えはじめてからは、学生を教職員の目の届く本館2階の会議室1、2へ、そして一般市民を4号館へと分けて避難させることとし、「一般避難者に対する石巻市職員やボランティア団体による救援活動」と「学生の保護と大学機能の回復」を両立できるようにした。当初は石巻市などから派遣されたスタッフの数が少なく仮設トイレなどの設備も不足していたため、本館に避難していた学生や職員も4号館の避難者に対しできる限りのお手伝いをした。手伝いの学生が避難所スタッフと勘違いされ、設備や待遇に関する抗議や苦情を言われることもあったが、避難者の誘導やトイレ掃除など労を惜しまず行っていた。

震災の直前に、本学と石巻市との間では「大規模災害時における連携に関する協定」の策定が進められており、平成23年3月30日の調印が予定されていた。しかし、調印を待たずに大震災に見舞われてしまった。この協定書(案)では、本学は大規模災害時の「指定された避難所」ではなく、「避難できる場所」という扱いを受けることになっていた。また協定自体も発効していなかったが、協定の精神に則り本学に避難者を受け入れることを決断した。

避難者数はピークに達したのち徐々に減り、3月下旬には学生数人と一般市民約230人となった。彼らは本学避難所が閉所となった4月28日まで学内において避難生活を続けた。退去に際しても大きなトラブルはなかった。

■『大規模災害時における連携に関する協定書』（原案）

大規模災害時における連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と、石巻専修大学（以下「乙」という。）とは、平成２０年２月４日に締結した「石巻市と石巻専修大学との連携に関する協定書」の趣旨に基づき、石巻市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害対策を行う際に、乙の所有する施設の提供及び災害時のボランティア活動についての支援等（以下「協力」という。）を受けることができるよう、次のとおり協定を締結する。

（施設等の使用）

第１条 甲は、災害時における各種対策を行うに当たり、乙が所有する次に掲げる施設等の提供を

受けることができる。

ただし、災害の規模及び乙の施設使用状況等により使用する施設が規制される場合がある。

（１）各号館の教室等
（２）第１学生駐車場
（３）体育館
（４）雨天体育場
（５）多目的グラウンド
（６）その他状況に応じて乙が使用可能と認める施設

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要があるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

（１）災害ボランティアセンターとしての乙の施設使用

（２）救援物資等の集積場としての乙の施設使用
（３）自衛隊等の災害派遣隊の集積地としての乙の施設使用
（４）臨時防災ヘリポートとしての乙の施設使用
（５）広域避難所としての乙の施設使用

（協力要請の手続）
第３条　甲は、乙の施設等を使用するときは、使用内容を明らかにし、文書で要請する。
２　前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、口頭等により連絡するものとし、その後速やかに、甲は乙に対し文書を提出するものとする。

（ボランティア活動）
第４条　乙は災害の状況により、協力を行う必要があると認めたときは、甲と相互に情報交換を行い、甲が行う災害応急対策に必要な協力を行うものとする。
２　甲は、乙に対し、協力に必要な情報を速やかに提供するものとする。
３　乙は、学生が行うボランティア活動を支援し、ボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
４　甲は、前項の規定により乙が行うボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
５　協定に基づく学生等の協力に伴う経費は、必要に応じて甲の負担とする。

（平常時の相互協力）
第５条　甲、乙は、この協定に基づく応援を円滑に実施するため、次により相互の連携を図るものとする。
（１）災害時の協力に関する研究及び情報交換
（２）学生等に対する防災啓発活動
（３）その他協力に必要な事項

（施設等の使用期間）
第６条　施設等の使用期間は２週間以内を目途とする。ただし、必要により甲、乙協議し、期間の延長ができるものとする。

（施設・備品の破損等の対応）
第７条甲は施設等を使用した後は、現状復旧しなければならない。
２　使用施設等の破損については、その費用は甲が負担するものとする。

第８条　この協定の実施に関する必要事項及び定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の締結期間は、協定の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから文書による協定終了の申し出がない場合、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年　　月　　日

甲　　石　巻　市　長

乙　　石巻専修大学長

4号館前に設置された仮設トイレ